

公 示 日 : 2021 年 3 月 3 日

調達管理番号 : 20a01222

国 名 : バングラデシュ

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第 1 グループ第 3 チーム

案 件 名 : バングラデシュ国農産物加工産業政策策定アドバイザー業務

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 農産物加工産業政策策定アドバイザー
- (2) 格付 : 2 号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 4 月下旬から 2022 年 3 月中旬
- (2) 業務 M/M : 現地 5.6M/M、国内 0.5M/M、合計 6.1M/M
- (3) 業務日数 :
  - ・ 第 1 次 国内準備 3 日、現地業務 56 日、国内整理 1 日
  - ・ 第 2 次 国内準備 2 日、現地業務 56 日、国内整理 1 日
  - ・ 第 3 次 国内準備 1 日、現地業務 56 日、国内整理 2 日本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 3 月 24 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しております

すので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- ◇ 評価結果の通知：2021年4月12日（月）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・  
選考の上、契約交渉順位を決定します

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
  - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
  - ③ 語学力 16 点
  - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務	農産物加工、食品加工業に関する産業振興支援・実施促進または農産物加工品の輸出振興にかかる業務
対象国／類似地域	バングラデシュ／全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし  
(2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

バングラデシュ人民共和国（以下、バングラデシュ）は 2004 年以降高度経済成長を続けており、2016 年-2019 年は 7~8%の成長率を維持している。（出典：世界銀行 DB, 2019）2020 年はコロナ禍の影響により多少の落ち込みが予測されているが、2021 年度後半からは回復する見込みである。（参考：UNDESA World Economic Situation and Prospects 2021）

経済成長の原動力は輸出の約 8 割を占める縫製業に依るところが大きいが、持続可能な成長には、縫製業以外の輸出製品の多角化、高付加価値化が必要である。当国の農業セクターは GDP の約 13%、就業者数の半数を占めており、また、中間所得層の増加に伴い、多様な農産物や加工品への需要が増加し、食品加工産業の 2010 年から 2016 年までの GDP 成長率は平均 10.6%と、同期間に

おける実質 GDP 成長率（平均約 6.6%）よりも高い水準となっていることから（出典：Statistical Yearbook of Bangladesh 2018）農産物加工食品の生産拡大による内需拡大および輸出産業として成長する潜在性が期待されている。（参考：「質の高い産業成長と経済発展に向けた開発調査プロジェクトファイナルレポート」（JICA、2018））

しかしながら、農産物加工産業の更なる成長のためには課題も多く、加工技術の改善、品質基準の順守、食品加工への投資促進、市場の近代化・集約化、加工工場やコールドチェーンの整備等、農産物加工産業をとりまく事業環境整備と技術力の強化が求められている。

こうした背景のもと、政府による新たな農産物加工産業振興政策（Agro-food Processing Industry Promotion Policy 2020）及び同政策に基づいたアクションプラン策定に対する支援と、アクションプランの実施促進を活動の本旨とし、本案件の要請に至った。一方、バングラデシュでは要請採択後に同政策のドラフト（2020年6月時点で第5版）が進んでおり、2021年中には政府承認がなされる見込みである。かかる状況を踏まえ、本案件では、同政策に基づいたアクションプランの策定と実施促進を中心とした支援を行う予定である。特に、承認された政策実施の方向性を示すロードマップの作成支援が期待されている。

また、JICAは2021年以降に円借款事業「フードバリューチェーン強化事業」と技術協力事業「バングラデシュ食品安全庁査察・規制・調整機能強化プロジェクト」を実施予定である。上記2案件は、農産物・食品加工関連企業振興の為の環境整備を支援するものであるが、同政策と密接に関係するため、本アドバイザーは同政策を推進する産業省と、上記2件を含めたJICA事業との調整も求められている。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、産業省をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、バングラデシュ政府が策定中の「農産物加工産業振興政策 2020」の実施に向けたロードマップおよびアクションプランの策定支援、アクションプランの実施促進を行うものである。なお、本案件の協力期間は2年間であるが、本件業務は第1年次のみを対象としている。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2021年4月下旬）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、バングラデシュ政府作成の関連報告書等を参照し、バングラデシュ農産物加工業および輸出振興にかかる現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力の概

要を把握・分析する。

- ② バングラデシュ政府が策定中の農産物加工産業振興政策（案）の内容を把握し実施上の課題・分析を行う。
- ③ JICA 経済開発部と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ④ ワークプラン（英文）を作成し JICA 経済開発部による確認ののち提出する。

(2) 第1次現地業務期間（2021年5月中旬～7月中旬）

- ① 現地業務開始時に、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② バングラデシュで行われている農産物・食品加工に関するセミナーや会合に出席し、国内の動きを把握する。
- ③ 農産物加工産業振興政策の実施にむけ、文献等にて把握・分析していた課題や関係者分析の結果について、C/P 機関（産業省に加え、具体的な行動計画を実施する機関、民間企業等）と意見交換を行う。
- ④ ロードマップおよびアクションプラン承認のために必要な産業省内の手続きを確認するとともに、計画・実施モニタリングのための National Steering Committee および Working Committee の設置支援および開催支援を行う。
- ⑤ 上記②に関し、実態把握のため、農産物加工が実施されている生産現場の視察、加工や流通に関わる関係者からの聞き取り調査を行い、分析結果をレポートの形でまとめる。
- ⑥ 今後ポテンシャルがあると思われる農産物に関する情報収集と生産現場の視察を行い、策定支援を行うロードマップおよびアクションプラン案に反映させる。
- ⑦ 業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑧ JICA バングラデシュ事務所に現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(3) 第1次国内整理期間（2021年8月上旬）

第1次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。

(4) 第2次国内準備期間（2021年8月中旬）

第2次派遣にかかるワークプラン（英文）を作成、JICA 経済開発部による確認の後提出する。

(5) 第2次現地派遣期間（2021年9月上旬～11月上旬）

- ① 現地業務開始時に、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認

- を得る。
- ② バングラデシュで行われている農産物・食品加工に関するセミナーや会合に出席し、国内の動きを把握する。
  - ③ 第一次派遣期間にて収集・報告を行った内容に基づき、追加・補足情報を収集し、ロードマップおよびアクションプラン案(Ver.1)を策定する。
  - ④ 上記ドラフトを元に、C/P 機関とともにロードマップ策定のためのワークショップの開催を支援する。同ワークショップのファシリテート支援や、ドラフトに対して出されたコメントや議論の内容を踏まえた修正案を完成させ、C/P 機関と共有する。
  - ⑤ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)を C/P 機関に提出し、報告する。
  - ⑥ JICA バングラデシュ事務所に現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (6) 第2次国内整理期間(2021年12月上旬)  
第2次派遣の現地業務結果報告書(和文・英文)を JICA 経済開発部に提出し、報告する。
- (7) 第3次国内準備期間(2021年12月中旬)  
第3次派遣にかかるワークプラン(英文)を作成、JICA 経済開発部による確認の後提出する。
- (8) 第3次現地派遣期間(2022年1月上旬～2月下旬)
- ① 現地業務開始時に、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
  - ② C/P とともにロードマップおよびアクションプランの承認プロセスを促進させる。
  - ③ ロードマップおよびアクションプランを関係省庁やドナー、NGO 等に共有するセミナーを実施し、JICA の農産物加工産業分野、フードバリューチェーン分野、食品安全分野に関する支援内容とともに発信する。
  - ④ ロードマップおよびアクションプランの実施促進のために残された課題や必要な提言をまとめる。
  - ⑤ 上記④の内容を含めた現地業務結果報告書(英文)を C/P 機関に提出し、報告する。
  - ⑥ JICA の農産物加工、バリューチェーン化、食品安全分野の支援に関する今後の協力内容に対する提言をとりまとめ、現地業務結果報告書(和文・英文)に記載する。また、現地業務結果を JICA バングラデシュ事務所に報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (9) 第3次国内整理期間(2022年3月上旬)

専門家業務完了報告書（和文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 業務ワークプラン（全体及び各派遣時）  
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。  
英文 3 部（JICA 2 部、C/P 機関 1 部）
- (2) 現地業務結果報告書  
各派遣時及び派遣終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。  
英文 3 部（JICA 2 部、C/P 機関へ各 1 部）  
和文 2 部（JICA 2 部）  
ただし、第 3 次現地業務結果報告書（和文）は（4）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第 3 次現地業務結果報告書（英文）には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。  
・バングラデシュ農産物加工産業政策・アクションプラン実施促進に関する提言
- (3) 専門家業務完了報告書（和文 2 部、データ 1 部）  
2022 年 3 月 4 日までに専門家業務完了報告書（和文）を、JICA 経済開発部に提出し、報告する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf)

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、日本⇒バンコク⇒ダッカ⇒バンコク⇒日本を標準とします。
- (2) 現地活動費  
車両や通訳の備上、通信費、旅費、消耗品費、資料作成費、セミナー開催費などは JICA バングラデシュ事務所管理する。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
  - ① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は2。契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、派遣期間については、ラマダン・イード休暇を始め、バングラデシュ派遣に関する安全な期間内での提案としてください。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舎手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：必要に応じ手配

エ) 通訳備上：必要に応じ手配

オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供：産業省内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当機構経済開発部農業農村開発第一グループ（03-5226-6897）にて配布します。

・バングラデシュ国 農産物加工産業振興政策 2020（案）

・円借款「フードバリューチェーン改善事業」事前評価表

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。「JICA 安全対策措置 (<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>)」を熟読し JICA ホームページ上の「安全対策研修・訓練」の項目をご確認の上、(<https://www.jica.go.jp/about/safety/training.html>) JICA 安全対策・研修を受講願います。具体的には以下の通りです。

●渡航前

- ア) 当機構が行う安全対策研修・訓練の受講  
必ず「安全対策研修」(対面座学)又は「テロ対策実技訓練」を受講してください。
- イ) 当機構安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング  
業務従事者が渡航の度に必ずブリーフィングを受講してください。  
参考 URL : <https://www.jica.go.jp/about/safety/briefing.html>
- ウ) 外務省「たびレジ」への登録  
事前に登録を行ってください。
- エ) 当機構バングラデシュ事務所への情報提供  
当機構バングラデシュ事務所が送付する安全情報に関連するメーリングリスト及び緊急時用 SMS への登録のため、業務従事者の登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式に記入し、当機構本部、バングラデシュ事務所の担当者に提出してください。また、ダッカ出入国便、滞在先、宿泊施設も含めたバングラデシュ滞在スケジュールを提出してください。

●渡航後

- ア) 事務所ブリーフィング  
バングラデシュ到着後、速やかに当機構バングラデシュ事務所による安全ブリーフィングを受講します。安全ブリーフィングの受講日時については、当機構バングラデシュ事務所担当者と調整してください。
- イ) 通信手段  
有事の安全対策として、コミュニケーションツールを確保する。特に、モバイルデータ通信や無線 LAN 接続可能な携帯電話等(スマートフォンやモバイルルーター等、現地にて入手可能)を常備し、データ通信が可能な状態にします。通信手段を複数持つ際は、可能な限り別のキャリアの利用を検討してください。
- ウ) 滞在スケジュール  
バングラデシュ国内での安全対策について、当機構バングラデシュ事務所の指示に従います。現地での活動については最大限安全面に



考慮した日程となるよう、同事務所担当者と十分な調整を行ってください。現地調査／業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかに同事務所へ報告してください。

加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行ってください。また、ハルタル（ゼネラル・ストライキ）等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定し、柔軟に対応できるように準備してください。

エ) 宿泊施設

宿泊施設は、当機構バングラデシュ事務所が安全対策を確認したホテルなどに限定されます。

オ) ダッカ市外への移動

ダッカ市外への移動は、当機構バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められます。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行ってください。実施機関を通じた手配が困難な場合は、当機構バングラデシュ事務所に相談してください。

現地の治安状況については、JICA バングラデシュ事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上